OUKA
The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	監察医務の半世紀（上）
Author(s)	助川, 義寛
Citation	大阪公衆衛生. 1991, 60, p. 6-7
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/83609
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

寄　稿

監察医務の半世紀（上）

大阪市立大学名誉教授
大阪府監察医事務所　所長
社会福祉法人　大阪社会医療センター　会長

助　川　義　寛

法医学とは

私の専門は法医学という、一般の人々はもちろん臨床医家の方々にも、なじみの少ない分野です。一口でいえば、それは刑事・民事その他の法律の適正な運用に密接する、医学的な面の実践を主にする応用科学です。

最近、医学部の卒業生は毎年8,000人もいます。もしそれが基礎医学、臨床医学の全学科に均等に配分されると、相当数の医師が法医学にも進んでくるはずですが、現実はほど遠く、法医学を専門とする日本の医師の総数は、たかだか数百人にすぎません。

しかし、少数ながらも、これらの法医学の専門家が、静かに社会のなかで重要な役割を果たしているのです。たとえば新聞の三面記事には、ほとんど毎日、どこかの市町村において発生する変死事件や殺人事件が報道されていますが、その事件の処理と解決には、必ず法医学の関係者が紙面の裏にいて活躍しているわけです。そして実際には、報道されない事案や事件がその何倍も発生して、それぞれの場面で働いているのです。

焦土と化した大阪

話は古くなりますが、大学で私が医学を学んだのは、ちょうど第2次世界大戦の最中で、学徒動員・勤労奉仕や軍事教練のために、本務の勉学もおろそかになっていました。国中の主な都市は激しい空襲をたびたび受け、大阪も堺も、中心部は全くの焦土と化してしまいました。

昭和20年8月の無条件降伏によって戦禍の拡大は止まったのですが、多くの人が戦災ー住居と仕事場を失い、復員兵や引揚げ同胞を抱えての社会不安、食糧不足による慢性的飢餓と栄養失調、劣悪な環境衛生による伝染病の蔓延などの、大変な状況に直面することになりました。

日本に駐留した連合国軍の兵士にとっても、この環境衛生状態は心配の種でした。彼ら自身の健康を守るためにも、GHQ（マッカーサー司令部）としては、日本の伝染病や飢餓・栄養失調の状況を正確に把握する必要があったのです。しかし、東京や大阪の街で連日あふれるように発生する「行き倒れ」の原因が餓死か、伝染病か、中毒か、あるいはその他の疾病なのか、正確に把握するのはきわめて難しいことでした。（私事ながら私も、昭和21年に大流行した発疹チフスに侵され、九死に一生を得ました）。

しかしGHQは、これら大都市の変死体について、天然痘・コレラ・発疹チフス・メタノールや薬毒物の中毒・飢餓・栄養失調・肺結核・脳出血・心臓死など、正確な死因・病因を識別することを求めてきたのです。

監察医務の夜明け

GHQのサムス准将は、米国の大都市で実施している監察医制度（Medical Examiner

System）を、日本の大都市（東京都23区部・横浜市・名古屋市・京都市・大阪市・神戸市・福岡市）でも実施するよう求めました。そこで各地の知事は、地元の大学の病理学と法医学の教室に協力を要請しました。このように既存の設備と人員をやりくり動員して、何はともあれ監察医制度を始動させられたのが昭和21年のことでした。その法令的な根拠は「厚生省衛生局通牒：公衆衛生ノ必要ニ依ル死体ノ検案及解剖ニ関スル件」「大阪府訓令：大阪府変死者等死因調査規定」というものでした。

大阪では、大阪大学の病理学の木下良順教授（この後まもなく大阪市立医専の学長に就任）と法医学の大村得三教授がGHQの方針にそって厚生省や府衛生部と具体化の案を練りました。その結果、当面、府は大阪大学の法医学教室の一隅を監察医務のために借用し、大村教授に主任監察医（兼務）になってもらい、府から数人の職員と米軍払い下げのウェポンキャリア（砲弾輸送用小型トラック）を配置しました。この陣容によって、日常の検案・解剖とGHQへの報告書の作成を行うことになったわけです。

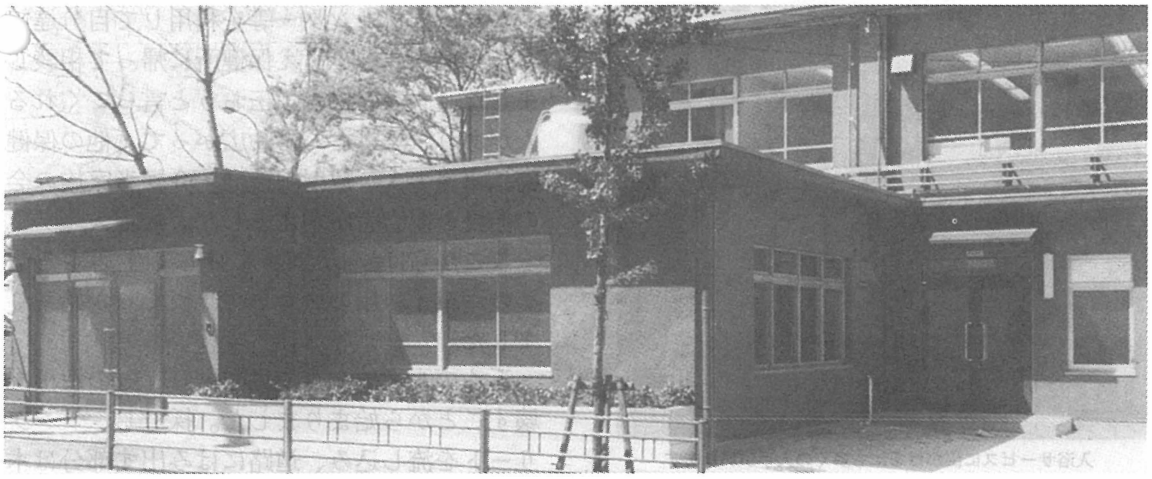
大阪府ではこれを『大阪府死因調査事務所』とよび、東京都では、大塚の伝染病院の跡地に『東京都監察医務院』という独立の機関が運営されることになりました。

当時の日本では、GHQのいわゆるマッカーサー指令は日本の法律より優先し、すぐにその実務を先行させなければならなかったのです。そのあと、昭和22年１月勅令542号厚生省令「死因不明死体の死因調査に関する件」に続いて、昭和24年の法律第204号「死体解剖保存法」が施行され、その第８条によって、やっと日本の監察医務の法律的根拠ができたわけです。

盆正月もない業務

ところで監察医の業務というのは、昼夜の別も盆正月もなく、所轄警察署等から受報する事案にたいして出動し、検案をするのです。そして検案の症例の40％～50％については、死因解明のため解剖（一般に行政解剖といわれている）を行うことになります。そのため、監察医は宿直体制をとらなければなりませんでした。

大阪府死因調査事務所は、解剖室・事務室・宿直室・検査機器など、すべて大阪大学の施設を利用させてもらって運営していました。その状態は、昭和45年になって、大阪大学の構内に事務室・分析機械室・宿直室等の暫定施設をつくるまで続いたのです。



大阪府監察医事務所